

付 議 第 10 号

高知県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定に関する議案

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成18年高知県教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定に基づき、高知県立大方高等学校を学校運営協議会を設置する学校として別紙のとおり指定することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第3条の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に付議することができる。

別紙

高知県教育委員会指令 26 高高学第 号

高知県立大方高等学校長 武内 右典 様

平成27年2月26日付けで申請のありましたことについては、高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項の規定により、貴校を学校運営協議会を設置する学校として指定します。

指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとします。

平成27年3月 日

高知県教育委員会

参考資料 1

高知県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定に関する議案説明

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項の規定により、下記高等学校を学校運営協議会を設置する学校として指定するものである。

記

高知県立大方高等学校

学校運営協議会を設置する学校指定申請書

平成 27 年 2 月 26 日

高知県教育委員会 様

高知県立大方高等学校学校

校 長 武内 右典



学校運営協議会を設置する学校として指定を受けたいので、高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第2項により、下記のとおり申請します。

記

1 指定を希望する期間 平成 27 年 4 月 1 日から3年

2 学校運営協議会委員 公募の希望の有無 有・ 無
推薦の有無 有・ 無

3 地域の特色

学校のある黒潮町は、高知県幡多郡「大方町」と「佐賀町」の合併による新しい町として、平成18年3月20日に誕生しました。

四国、そして高知県でも西南地域にありますが、幡多郡のなかでは東部に位置します。

高岡郡四万十町と四万十市に挟まれ、南に太平洋の開ける風光明媚な土地であり、気候は温暖で、年間平均気温17度、降水量2800ミリ前後と、雨が多くなっています。

この気候を生かして、大方地区では早くから施設園芸や花卉、葉たばこ、水稻を中心とした栽培が行われ、農業の盛んな町でした。

また佐賀地区では「土佐鰹一本釣り」漁業が盛んであり、最近では報道機関に取り上げられることも多く全国から注目をされる地域になっています。近年では完全天然塩も代表的な特産物となっています。また、シメジやエノキダケ、エリンギの栽培なども行われています。

しかし、近年、高知県そして幡多地域の人口減により、各市町村での学校統廃合や高等学校の再編も進められており、大方高校生徒の主な通学市町村である黒潮町、四万十市においても中学校卒業生は減少しています。

平成26年5月1日の資料として、昼間部生徒132名のうち47名が黒潮町から、そして、79名が四万十市から通学しており、夜間部は25名全員が、通信制では84名中48名が両市・町から通学しています。

4 学校の実態

高知県立大方高等学校は、黒潮町にある唯一の高等学校で、地域からは、不登校などの経験をもつ生徒への対応が期待されており、発達障害、家庭の混乱により目的を失っている生徒など多様な生徒が一定割合通学している。また、自尊感情そして学習・勤労意欲の低さが見られる生徒も多く在籍している。

一方、夜間部や通信制においては、中学校卒業後あるいは高校中途退学後に社会に出て、高校卒業の必要性を実感した者に高い学習意欲が見られる。通信制では平成26年度に高知県立大学に1名合格をするなどの実績を残した。昼間部においても、単位制の利点を生かして、を目指す進路や検定等にむけて根気強く学習を続ける生徒も見られる。平成25年度には高知大学に3名、平成26年度には広島大学に1名合格者をだしている。また、部活動においては、体育部は定時制通信制の枠での出場が原則であり、生徒数が少ないとから団体競技にチームを組んで出場ができないなどの課題を抱えているが、軽音楽、美術、茶道、簿記ワープロ等文化部においては、継続的な活動が行われおり、全国大会に出場をしたり、地域のイベントに出場をしたり活躍している。また、学校運営協議会発足時に計画をされた、アントレプレナーシッププログラム(起業家精神の育成)も継続的に実践されており、その中でも地域から課題をいただいて活動する自律創造型課題解決学習は、地域に広く認知されるようになり多くの生徒に活躍の場をいただいている。

高知県教育委員会では、生徒数の大幅な減少への対応として県立高等学校再編振興計画が進めているが、本校昼間部も平成29年度より単位制から全日制に移行することになっている。

5 実施計画

学校運営協議会の設置により、大方高校が立志自立できる場となることを目指している。

- (1) 働く力の基本である責任感と協調性の育成と根本にある自尊感情の醸成のために、学校運営協議会より示唆や支援をいただく。まず、生徒を成長させる方法や機会についてヒントをいただいて連携・協議を重ね生徒が成長できる場を地域からいただく。具体的には、生徒会活動などによる地域へのボランティア活動や娯楽・憩いの提供について協議いただく。また、高大連携をより充実・発展させ、総合的な学習等における生徒の学習意欲向上させていきたい。
- (2) 本校の特徴でもある自律創造型学習においても、地域の課題や人材について学校運営協議会委員の皆様から情報をいただき、適切なアドバイスをいただくなど委員の皆様が責任感をもって学校活動に協力をしていただいている。さらに、この生徒減少期において、黒潮町唯一の高等学校として存続を続けるために、存在意義、指命についても意見交換を重ねて方向を出していく。
- (3) 県立高等学校再編振興計画により、平成29年度より、昼間部が全日制に移行をするが、今後の方針についてもご意見をいただき、学校運営に活かす。

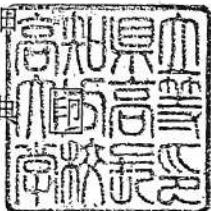
昨年、本校は創立10周年迎え記念行事を実施したが、記念行事を実施するにあたり、学校運営協議会の委員の皆様には助言をいただくなど大変協力をいただいた。

この会は地域と学校を結ぶ大切な場所になっており、貴重な意見を聞くことができている。引き続き、指定期間中も本校の良きアドバイザーとして委員の皆様には、適切なアドバイスをいただきたいと考えている。

平成27年2月26日

高知県立大方高等学校

校長 武内 右典



「学校運営協議会」実施計画書

1 設置の趣旨・目的

学校が、地域に開かれ、地域から信頼される学校づくりを進めていくためには、学校がもつ課題、地域の課題を的確にとらえ、学校、保護者、地域がともに手を携えて意見交換しながら解決をする努力を行うことが重要と考える。また、その課題を解決するために、専門的な知識を有する大学の関係者などにも参加を求め、地域の課題解決や学校経営ビジョンや学校改善プランの充実に取組む。特に、学校評価に関して外部評価を頂くことを中心に、PDACサイクルのチェック、およびプランづくりに生かしていく。

また、自律創造型課題解決学習に取組むために、地域の課題、教材、人材等の迅速な情報提供を頂けるように工夫し、生徒の自尊感情の醸成やリーダーシップ、プレゼンテーション能力の育成を図る。学校運営協議会を設置して、関係者の協力の下、協働の精神で学校がもつ課題解決に取組む。

2 年次目標と計画

- | | |
|--------|--|
| 平成27年度 | 県立学校再編振興計画に伴う、昼間部の定時制から全日制への移行するにあたり、学校評価をまじえ取組状況の確認と変更について共に考える。
生徒へ立志自立できる力を育成するための改善プランの作成と評価を頂く。
コミュニケーション能力の育成・授業改善・生活指導などについて意見を頂く。
常に共同できる態勢を組む。(※平成28・29年度も同) |
| 平成28年度 | 全日制への移行に伴う長期プラン作成と学校経営の総括 |
| 平成29年度 | 全日制課程設置に伴う検証と評価、学校経営の総括 |

3 その他

学校運営協議会座長より

学校運営協議会を、単なる大方高校の応援団とするのではなく、一緒にグラウンドで戦うプレイヤーとして、ともに大方高校を運営する組織として会議や学校行事に臨む。

地域の高等学校が“魅力になる”ことは、小中学校への教育的効果も大きく、地域とともにある高等学校は地域に希望と勇気を与える。

地域の人材が地域で育ち、地域を作っていく、その好循環をこの大方高校から起こすために学校運営協議会を継続するものである。

参考資料 3

大方高等学校の学校運営協議会について

【学校運営協議会に係る全国の動向等】

- <「コミュニティ・スクール」とは>
「学校運営協議会」が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域住民等が、一定の権限と責任をもつて学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる制度を指す。
- 第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）
 - ・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割（3000校）に拡大
 - ・すべての学校においてコミュニティ・スクール化を図る（平成26年4月1日現在）
 - ・コミュニティ・スクールの指定状況（平成26年4月1日現在）
1919校（幼稚園94、小学校1240、中学校565、高等学校10、特別支援学校10）

第3期における学校の成果と課題及び第4期の実施計画

重点項目	3年間の取組（H24~26）	成果と課題	
		第3期	第4期の実施計画
【生徒の主体的な活動に関する取組】	<p>①地域活性化への参画及び地域産業への理解 ○自律創造型地域課題解決学習（2年生）の充実：高知大学との連携 ・地域が抱える課題について、生徒たちが調査分析し、解決のためのアドバイザリーや地域の活性化につなげる学習</p> <p>②資格取得の実現 ○学校運営協議会委員会とミッション提示者として生徒を支援 ・力ソオタたきバーガーの改良、防災パックの開発等</p> <p>③学校行事の充実、部活動・生徒会活動等の活性化 ○職場体験学習（2年生：希望者）の実施 （参加者数 H24：6名、H25：5名、H26：9名）</p> <p>④生涯学習推進事業 ○資格取得の実現 ○平成26年度より日商簿記1級合格を目指した支援プログラムの活用：高崎商科大学との連携</p> <p>⑤学校行事の充実、部活動・生徒会活動等の活性化 ○クリーン・エコ・デイ（クリエイコ）活動（クリエイコ）活動に対する関心も一層高まっている。 ・生徒、保護者が、人野川の底の清掃活動等を行い、自然環境の保全につなげる活動（H24からは幡多地域の他の高校とも連携実施）</p> <p>○保小中高が連携した防災教育（避難訓練等）の推進 ○平成26年度にはシルクプロジェクトで英語（夜間部）</p> <p>・10周年記念文化祭に向けて、カイコを卵から育て、繭団扇、幽人形を作成、収益の一部をユニセフに寄付</p> <p>○生徒会執行部を中心とした学校行事の企画・運営の推進（通信制） ○幡多地域の中学校へ生徒が出会い、大方高校の魅力等を説明</p> <p>⑥部活動の充実（H24：屋内部加入率 文化系：28.8%、体育系：17.6%） ○夜間バスコン講座（H25：11名、H26：11名）、くろしお英語塾（H25：9名、H26：21名）、夏休み初級簿記講座（H25：30名、H26：30名）等の開催</p>	<p>①地域活性化への参画及び地域産業への理解 ○自律創造型地域課題解決学習（2年生）の充実：高知大学との連携 ・地域が抱える課題について、生徒たちは自分たちで解決のためのアドバイザリーや地域の活性化につなげる学習</p> <p>②資格取得の実現 ○学校運営協議会委員会とミッション提示者として生徒を支援 ・力ソオタたきバーガーの改良、防災パックの開発等</p> <p>③学校行事の充実、部活動・生徒会活動等の活性化 ○クリーン・エコ・デイ（クリエイコ）活動（クリエイコ）活動に対する関心も一層高まっている。 ・生徒たちが調査分析し、解決のためのアドバイザリーや地域の活性化につなげる活動（H25：0名→H26：1名）、幅広い選択につながっている。</p> <p>④生涯学習推進事業 ○学校行事の充実、部活動・生徒会活動等の活性化 ○クリーン・エコ・デイ（クリエイコ）活動（クリエイコ）活動に対する関心も一層高まっている。 ・生徒たちが調査分析し、解決のためのアドバイザリーや地域の活性化につなげる活動（H25：0名→H26：1名）、幅広い選択につながっている。</p> <p>⑤学校行事の充実、部活動・生徒会活動等の活性化 ○クリーン・エコ・デイ（クリエイコ）活動（クリエイコ）活動に対する関心も一層高まっている。 ・生徒たちが調査分析し、解決のためのアドバイザリーや地域の活性化につなげる活動（H25：0名→H26：1名）、幅広い選択につながっている。</p> <p>⑥部活動の充実（H24：屋内部加入率 文化系：28.8%、体育系：17.6%） ○夜間バスコン講座（H25：11名、H26：11名）、くろしお英語塾（H25：9名、H26：21名）、夏休み初級簿記講座（H25：30名、H26：30名）等の開催</p>	<p>①地域活性化への参画及び地域産業への理解 ○自律創造型地域課題解決学習（2年生）の充実：高知大学との連携 ・地域が抱える課題について、生徒たちは自分たちで解決のためのアドバイザリーや地域の活性化につなげる学習</p> <p>②資格取得の実現 ○学校運営協議会委員会とミッション提示者として生徒を支援 ・力ソオタたきバーガーの改良、防災パックの開発等</p> <p>③学校行事の充実、部活動・生徒会活動等の活性化 ○クリーン・エコ・デイ（クリエイコ）活動（クリエイコ）活動に対する関心も一層高まっている。 ・生徒たちが調査分析し、解決のためのアドバイザリーや地域の活性化につなげる活動（H25：0名→H26：1名）、幅広い選択につながっている。</p> <p>④生涯学習推進事業 ○学校行事の充実、部活動・生徒会活動等の活性化 ○クリーン・エコ・デイ（クリエイコ）活動（クリエイコ）活動に対する関心も一層高まっている。 ・生徒たちが調査分析し、解決のためのアドバイザリーや地域の活性化につなげる活動（H25：0名→H26：1名）、幅広い選択につながっている。</p> <p>⑤学校行事の充実、部活動・生徒会活動等の活性化 ○クリーン・エコ・デイ（クリエイコ）活動（クリエイコ）活動に対する関心も一層高まっている。 ・生徒たちが調査分析し、解決のためのアドバイザリーや地域の活性化につなげる活動（H25：0名→H26：1名）、幅広い選択につながっている。</p> <p>⑥部活動の充実（H24：屋内部加入率 文化系：28.8%、体育系：17.6%） ○夜間バスコン講座（H25：11名、H26：11名）、くろしお英語塾（H25：9名、H26：21名）、夏休み初級簿記講座（H25：30名、H26：30名）等の開催</p>
【多様な生徒に対する支援等に関する取組】	<p>①生徒支援委員会の構築 ○生徒支援委員会の開催（毎月）：心の教育センターとの連携</p> <p>②基本的生活習慣・授業規律の確立 ○スクールカウンセラーや外部機関（黒潮町等）との連携の強化 ○校内研修の実施（アセス、生徒理解について等） ・「褒める、認めること」を教職員へ周知 ・黒潮若者サポートステーションとの連携の推進（夜間部） ○「ココからノート」の活用（1年生） ・担任と生徒がノートを通して会話をしながらサポートをしていくために役立つもの</p> <p>○出入入室における中学校への聞き取りの実施</p> <p>②基本的生活習慣・授業規律の確立 ○1年生については、入学当初より授業への遅刻、中抜け、私語、担当教員への暴言など、他の生徒の学習を受ける権利を侵害する状況が見られた。 ○レポート提出率は概ねは高いであるが、スクーリング出席率は低下した。（通信制）（スクーリング出席率 H24：77%、H25：75%、H26：73%）</p>	<p>①生徒支援体制の構築 ○スクールカウンセラーや外部機関（黒潮町等）との連携の強化 ○生徒への「褒め方・認め方・見守り方」等、生徒支援に関する教員のスキルアップ ○「地域人づくり」学校連携就職支援事業の活用 ・若者サポートステーションとの連携強化</p> <p>②基本的生活習慣・授業規律の確立 ○生徒支援員が入った授業の実施</p> <p>③基本的生活習慣・授業規律の確立 ○1年生については、入学当初より授業への遅刻、中抜け、私語、担当教員への暴言など、他の生徒の学習を受ける権利を侵害する状況が見られた。 ○レポート提出率は概ねは高いであるが、スクーリング出席率は低下した。（通信制）（スクーリング出席率 H24：77%、H25：75%、H26：73%）</p>	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)

第三節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

○高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(平成 18 年 3 月 15 日教育委員会規則第 6 号)

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 5 の規定に基づく学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

[地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 5]

(設置)

第 2 条 協議会は、保護者及び地域住民等が一定の権限及び責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、一体となって子どもたちの教育に取り組むことを目的として設置する。

(指定)

第 3 条 高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。

3 第 1 項の指定の期間は、3 年とし、再指定することを妨げない。

(委員の構成等)

第 4 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15 名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 学校関係者

(4) 有識者

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 委員のうち、その一部については、公募をすることができる。

3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

5 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職とする。

[地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項]

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、1年とする。

2 任期途中の委員の交代等に伴う補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

[第3条第1項]

(委員の服務)

第6条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) その職を退いた後も含めて職務上知り得た秘密を漏らすこと。

(2) 協議会及び設置校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該設置校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会長は、当該設置校の校長と協議のうえ、協議会の会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を聞くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(基本方針の承認等)

第9条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校経営計画に関する事項。

(2) 教育課程の編成に関する事項。

(3) 組織編成に関する事項。

(4) 学校予算の編成及び執行に関する事項。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関する事項。

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本方針に基づき、学校運営を行わなければならぬ。

(意見の申出)

- 第 10 条 協議会は、当該設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該設置校の校長に対して意見を述べることができる。
- 2 協議会は、当該設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前 2 項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該設置校の校長の意見を聴取するものとする。

(意見等の把握及び情報の提供)

第 11 条 協議会は、児童、生徒、保護者及び地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めるとともに、児童及び生徒については、必要に応じて、意見を聴取するものとする。

2 協議会は、保護者及び地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開する等、情報の提供に努めるものとする。

(教育委員会による指導及び助言等)

第 12 条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

(指定の取消し)

第 13 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、第 3 条第 1 項の指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会が機能せず、第 2 条の目的を果たせないとき。

[第 2 条]

(2) 協議会としての合意形成が行えないとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

[第 3 条第 1 項]

2 教育委員会は、第 3 条第 1 項の指定を取り消そうとする場合において、当該設置校の校長又は委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

[第 3 条第 1 項]

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。

[第6条]

- (2) 病気等のためにその職務を遂行することができないとき。
(3) 前2号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する要綱

1 目的

この要綱は、高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成18年3月高知県教育委員会規則第6号、以下「学校運営協議会規則」という）第15条の規定に基づき、学校運営協議会の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定

- (1) 教育委員会は、学校運営協議会規則第3条第1項の指定をした場合には、当該学校にその旨の書面を交付する。
- (2) 校長は、学校運営協議会規則第3条第2項に基づき、指定を受けようとする場合には、学校運営協議会を設置する学校指定申請書（様式1）により申請するものとする。

3 委員

- (1) 学校運営協議会規則第4条第2項に基づき、委員を公募する場合には、方法、公募人数等必要な事項を教育委員会と校長が協議するものとする。
- (2) 学校運営協議会規則第4条第3項に基づき、校長が委員を推薦する場合には、教育委員会に学校運営協議会委員推薦書（様式2）を提出するものとする。

4 会議

- (1) 学校運営協議会の会議は、職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合を除き、原則として公開する。ただし、特別の事情により、学校運営協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができます。
- (2) 学校運営協議会規則及びこの要綱に定めるもののほか、会議の運営及び手続き等については、学校運営協議会が校長と協議のうえ、定めるものとする。

5 報酬及び旅費

- (1) 委員の報酬は、日額1,000円とする。
- (2) 委員の旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）に準じて支給する。

6 報告

学校運営協議会の設置校は、年次ごとに教育委員会に「学校運営協議会」年間報告書（様式3）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。（決裁日 平成18年3月16日）

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。（決裁日 平成19年1月26日）